

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">私立学校情報機器整備費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">令和2年 3月 3日 文部科学大臣決定 <u>令和2年 6月18日 一部改正</u></p> <p>(通則)</p> <p>第1条 私立学校情報機器整備費補助金 <u>(遠隔授業活用推進事業を除く。以下「補助金」という。)</u>の交付については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、私立<u>学校</u>を設置する学校法人(以下「学校法人」という。)に<u>以下の事業</u>にかかる経費を補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別適正化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。</p> <p><u>(1) 児童生徒1人1台端末の整備事業</u> <u>(2) 家庭学習のための通信機器整備支援事業</u> <u>(3) 学校からの遠隔学習機能の強化事業</u> <u>(4) GIGAスクールサポーター配置支援事業</u> <u>(5) 私立学校入出力支援装置購入事業</u></p> <p>(交付の対象及び補助率等)</p> <p>第3条 学校法人に対し、<u>別表に定めるところにより</u>、情報機器の整備にかかる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>ただし、文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を当該算定した補助金の額から減じた額を交付する。</p> <p>2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、次</p>	<p style="text-align: center;">私立学校情報機器整備費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">令和2年 3月 3日 文部科学大臣決定</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 私立学校情報機器整備費補助金の交付については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、私立の<u>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部</u>を設置する学校法人(以下「学校法人」という。)において、<u>児童生徒が1人1台のコンピュータを用いて学習するための情報機器の整備</u>にかかる経費を補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別適正化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。</p> <p>(交付の対象及び補助率等)</p> <p>第3条 学校法人に対し、<u>情報機器の整備にかかる経費について</u>、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>ただし、文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を当該算定した補助金の額から減じた額を交付する。</p> <p>2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、次</p>

の各号について、学校法人の設置する特定の学校についてのみ該当する場合は、当該学校についてのみ交付しないことができる。

- (1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの
- (2) 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの
- (3) 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反しているもの
- (4) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないもの
- (5) 教育条件又は管理運営が適正を欠くもの

(削除)

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする学校法人は、様式第1による交付申請書を、都道府県を経由の上、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする学校法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第1項の申請書の提出を受けたときは、様式第1-2による交付申請額一覧を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、

の各号について、学校法人の設置する特定の学校についてのみ該当する場合は、当該学校についてのみ交付しないことができる。

- (1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの
- (2) 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの
- (3) 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反しているもの
- (4) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないもの
- (5) 教育条件又は管理運営が適正を欠くもの

3 補助対象となる設備は、当該学校において、児童生徒が1人1台のコンピュータを用いて学習するための情報機器の整備にかかる以下のものとする。

- (1) コンピュータ
- (2) 周辺機器 等

4 補助率は、情報機器の整備に要する経費の1/2以内とする。ただし、補助上限額はコンピュータの整備台数に45,000円を乗じた額とする。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする学校法人は、様式第1による交付申請書を、都道府県を経由の上、文部科学大臣に提出しなければならない。

(新規)

2 都道府県知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、様式第1-2による交付申請額一覧を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、

これを審査し、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧を送付するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項による交付決定額一覧の送付を受けたときは、速やかに当該学校法人に対し、様式第2による交付決定通知書を送付しなければならない。

第6条～第11条 (略)

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第5による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 都道府県知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、様式第6による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。

4 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正

これを審査し、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧を送付するものとする。

(新規)

2 都道府県知事は、前項による交付決定額一覧の送付を受けたときは、速やかに当該学校法人に対し、様式第2による交付決定通知書を送付しなければならない。

第6条～第11条 (略)

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第5による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(新規)

(補助金の額の確定等)

第13条 都道府県知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(新規)

2 都道府県知事は、前項の額の確定を行った場合は、様式第6による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。

3 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正

措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者に補助事業の是正措置を命ずるものとする。

5 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。

6 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7による消費税等仕入控除税額確定報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 略

(財産処分の制限)

第17条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2～4 略

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 略

措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者に補助事業の是正措置を命ずるものとする。

4 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。

5 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(新規)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7による消費税等仕入控除税額確定報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 略

(財産処分の制限)

第16条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2～4 略

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 略

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

(新規)

(新規)

補助事業名	補助対象学校種	補助対象経費	補助率等
児童生徒1人1台端末の整備事業	・私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部及び中学部)	・児童生徒が1人1台の端末を用いて学習するための情報機器(学習者用コンピュータ、周辺機器等)の整備に要する経費 ※機器の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む	・補助対象経費の1/2以内とする ・ただし、学習者用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする
家庭学習のための通信機器整備支援事業	・私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部及び中学部)	・児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器(モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器(USB dongle)、SIMカード)の整備に要する経費 ※初期設定費を含む	・補助対象経費の1/2以内とする ・ただし、可搬型通信機器の整備台数に1万円を乗じた額を補助上限額とする
学校からの遠隔学習機能の強化事業	・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	・遠隔学習を行うために使用する設備(カメラ、マイク等及びこれらの附属品)の整備に要する経費 ※設備の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む	・補助対象経費の1/2以内とする
GIGAスクールサポーター配置支援事業	・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	・ICT環境整備の設計や使用マニュアル(ルール)の作成などを行うためのICT技術者の配置に要する経費(人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等)	・補助対象経費の1/2以内とする
私立学校入出力支援装置購入事業	・私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部及び中学部)	・障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費 ※装置の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む	・補助対象経費の1/2以内とする

算定されたそれぞれの額(学校単位)に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。